委　託　契　約　書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、令和８年度南魚沼地域振興局除排雪等業務について、本契約書及び「南魚沼地域振興局除排雪等業務委託仕様書」により委託契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、乙に対して南魚沼地域振興局敷地内及び集合公舎への乗り入れ道路における除排雪業務、本館、分館、利雪棟、車庫棟及び自転車小屋の屋根除雪業務、第２堆雪帯の雪割り、市道側敷地の雪庇処理及び利雪棟への雪投入業務（以下「業務」という。）を委託する。

（委託期間）

第２条　この契約の期間は、令和８年　月　日　から令和９年３月31日までとする。

（委託料）

第３条　委託料は、「南魚沼地域振興局除排雪等業務委託単価表」の単価に業務に要した当該除雪機械等の実稼働時間（甲の確認した時間）を乗じて得た額に、消費税相当額を加算した額とする。

（権利の譲渡及び再委託等の制限）

第４条　乙は、甲の承諾を得ないでこの契約の権利及び義務の全部または一部を他に譲渡し、又は第三者に再委託をしてはならない。

（損害の負担）

第５条　業務の実施について生じた損害は乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りではない。

２　乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りではない。

（業務の監督等）

第６条　甲は、必要に応じて乙の行う業務について立ち会い、必要な監督を行い、必要な事項について指示し、または業務に関し報告を求めることができる。

（業務の検査）

第７条　乙は、業務が完了したときは、その都度甲から検査を受けなければならない。検査の結果、作業に不備な点があるときは、乙は甲の指示により作業の手直しまたは補正を行うこととし、その終了後再検査を受けなければならない。

（委託料の支払）

第８条　乙は、委託期間中の歴月を単位として翌月初めに取りまとめの上、甲に作業日報を提出し業務の成果について確認を受け、検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

ただし、固定費は１月以降に乙の請求に基づき支払うものとする。

２　甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（契約の解除）

第９条　甲は、次の各号に該当する理由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

（１）　乙がこの契約に違反した時、又は契約の履行が不完全であると甲が認めたとき。

（２）　乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

第10条　甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

（１）　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第１項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第７項の規定により確定したとき、又は独占禁止法第65条から第67条の規定による審決（独占禁止法第66条第３項の規定による原処分の全部を取り消す場合の審決及び独占禁止法第67条第２項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第１項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

（２）　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同条第５項の規定により確定したとき。

（３）　乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第１項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

（４）　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６の規定による刑が確定したとき。

（５）　乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

２　甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

（１）　その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）　その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

（４）　その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与し

ていると認められるとき。

（５）　その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

（６）　下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）　乙が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（その他）

第11条　この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。

令和８年　月　日

甲　新潟県南魚沼市六日町960番地
新潟県
南魚沼地域振興局長　覚張　昌一

乙

令和8年度 南魚沼地域振興局除排雪等業務委託単価表

名称	規格・形式・諸元				契約単価	作業内容
除雪ドーザ（排ガス３次） ※アングリングプラウ付	１３ｔ級	車輪式	運転手＋世話役	日中 通常		庁舎除雪
						公舎除雪
						建物屋根除雪
						庁舎排雪
						利雪棟雪投入
	１３ｔ級	車輪式	運転手＋世話役	日中 法定		庁舎除雪
						公舎除雪
						建物屋根除雪
						庁舎排雪
						利雪棟雪投入
	１３ｔ級	車輪式	運転手＋世話役	日中 所定		庁舎除雪
						公舎除雪
						建物屋根除雪
						庁舎排雪
						利雪棟雪投入
除雪ドーザ（排ガス３次） ※アングリングプラウ付	１３ｔ級	車輪式	運転手＋世話役	夜間 通常		庁舎除雪
						公舎除雪
						建物屋根除雪
						利雪棟雪投入
	１３ｔ級	車輪式	運転手＋世話役	夜間 法定		庁舎除雪
						公舎除雪
						建物屋根除雪
						利雪棟雪投入
	１３ｔ級	車輪式	運転手＋世話役	夜間 所定		庁舎除雪
						公舎除雪
						建物屋根除雪
						利雪棟雪投入
除雪ドーザ（排ガス３次） ※アングリングプラウ付	１３ｔ級	車輪式	運転手＋世話役	深夜 通常		庁舎除雪
						公舎除雪
	１３ｔ級	車輪式	運転手＋世話役	深夜 法定		庁舎除雪
						公舎除雪
	１３ｔ級	車輪式	運転手＋世話役	深夜 所定		庁舎除雪
						公舎除雪
除雪ドーザ ※アングリングプラウ付		固定費				
除雪ドーザ ※アングリングプラウ付	５ｔ級	車輪式	運転手＋世話役	日中 通常		建物屋根除雪
	５ｔ級	車輪式	運転手＋世話役	日中 法定		建物屋根除雪
	５ｔ級	車輪式	運転手＋世話役	日中 所定		建物屋根除雪
ロータリ除雪車	１８０ｋｗ級	除雪幅２．２ｍ	運転手+補助+世話役	日中 通常		庁舎排雪
						利雪棟雪投入
	１８０ｋｗ級	除雪幅２．２ｍ	運転手+補助+世話役	日中 法定		庁舎排雪
						利雪棟雪投入
	１８０ｋｗ級	除雪幅２．２ｍ	運転手+補助+世話役	日中 所定		庁舎排雪
						利雪棟雪投入
ロータリ除雪車	１８０ｋｗ級	除雪幅２．２ｍ	運転手+補助+世話役	夜間 通常		利雪棟雪投入
	１８０ｋｗ級	除雪幅２．２ｍ	運転手+補助+世話役	夜間 法定		利雪棟雪投入

	１８０ｋｗ級	除雪幅２．２ｍ	運転手+補助+世話役	夜間 所定		利雪棟雪投入
ロータリ除雪車	１８０ｋｗ級	除雪幅２．２ｍ	運転手+補助+世話役	深夜 通常		庁舎除雪
	１８０ｋｗ級	除雪幅２．２ｍ	運転手+補助+世話役	深夜 法定		庁舎除雪
	１８０ｋｗ級	除雪幅２．２ｍ	運転手+補助+世話役	深夜 所定		庁舎除雪
バックホウ	平積０．２８㎥級	履帯式	運転手	日中 通常		市道側敷地除雪
	平積０．２８㎥級	履帯式	運転手	日中 法定		市道側敷地除雪
	平積０．２８㎥級	履帯式	運転手	日中 所定		市道側敷地除雪
バックホウ	平積０．４５㎥級	履帯式	運転手	日中 通常		庁舎排雪
	平積０．４５㎥級	履帯式	運転手	日中 法定		庁舎排雪
	平積０．４５㎥級	履帯式	運転手	日中 所定		庁舎排雪
バックホウ	平積０．８㎥級	履帯式	運転手	日中 通常		庁舎排雪
	平積０．８㎥級	履帯式	運転手	日中 法定		庁舎排雪
	平積０．８㎥級	履帯式	運転手	日中 所定		庁舎排雪
ダンプトラック	４ｔ積			日中 通常		市道側敷地除雪
	４ｔ積			日中 法定		市道側敷地除雪
	４ｔ積			日中 所定		市道側敷地除雪
ダンプトラック	１０ｔ積			日中 通常		庁舎排雪
	１０ｔ積			日中 法定		庁舎排雪
	１０ｔ積			日中 所定		庁舎排雪
安全確保作業	誘導員Ｂ	１Ｈあたり		日中 通常		市道側敷地除雪 庁舎排雪 利雪棟雪投入
	誘導員Ｂ	１Ｈあたり		日中 法定		市道側敷地除雪 庁舎排雪 利雪棟雪投入
	誘導員Ｂ	１Ｈあたり		日中 所定		市道側敷地除雪 庁舎排雪 利雪棟雪投入
人力除排雪		１Ｈあたり		日中 通常		建物屋根除雪 市道側敷地除雪
		１Ｈあたり		日中 法定		建物屋根除雪 市道側敷地除雪
		１Ｈあたり		日中 所定		建物屋根除雪 市道側敷地除雪
冬期除雪用重機運搬	車両総重量８ｔ	片道	１０ｋｍまで	日中 通常		市道側敷地除雪バックホウ運搬
	車両総重量８ｔ	片道	１０ｋｍまで	日中 法定		市道側敷地除雪バックホウ運搬
	車両総重量８ｔ	片道	１０ｋｍまで	日中 所定		市道側敷地除雪バックホウ運搬
冬期除雪用重機運搬	車両総重量１３ｔ	片道	１０ｋｍまで	日中 通常		市道側敷地除雪バックホウ運搬 庁舎排雪バックホウ運搬
	車両総重量１３ｔ	片道	１０ｋｍまで	日中 法定		市道側敷地除雪バックホウ運搬 庁舎排雪バックホウ運搬
	車両総重量１３ｔ	片道	１０ｋｍまで	日中 所定		市道側敷地除雪バックホウ運搬 庁舎排雪バックホウ運搬
冬期除雪用重機運搬	車両総重量２５ｔ	片道	１０ｋｍまで	日中 通常		庁舎排雪バックホウ運搬
	車両総重量２５ｔ	片道	１０ｋｍまで	日中 法定		庁舎排雪バックホウ運搬
	車両総重量２５ｔ	片道	１０ｋｍまで	日中 所定		庁舎排雪バックホウ運搬

□ 日中　８：００　～　１７：００
□ 夜間　１７：００　～　２２：００　５：００　～　８：００
□ 深夜　２２：００　～　５：００

□ 通　常　平日
□ 法定休日　日曜日
□ 所定休日　土曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

令和８年度南魚沼地域振興局除排雪等業務委託仕様書

この仕様書は、南魚沼地域振興局除排雪等業務委託契約の施行に適用し、以下に定めのない事項については、甲の指示によるものとする。

１　目的（第１条）関係

（１）除雪準備・片付け

除雪ポールの設置及び撤去は乙が行うものとする。

なお、振興局所有の除雪ポールを使用できるものとし、除雪ポールが不足する場合は、乙所有の除雪ポールを使用するものとする。

（２）振興局敷地内及び集合公舎への乗り入れ道路の除雪

ア　別紙図面「除雪箇所」において、午前４時頃に１０㎝程度の積雪を確認した場合に除雪を行うこととし、除雪要否の判断は乙が行うものとする。

イ　前記アにおける除雪は、午前７時３０分までに完了するものとする。

ウ　除雪箇所のうち、外来駐車場は閉庁日の除雪は行わない。

ただし、翌開庁日の除雪に支障がある場合、甲の許可を受け、除雪を行うことができる。

エ　除雪した雪は、原則、別紙図面「堆雪帯」に堆積させること。

なお、堆積の状況等により、堆雪帯への堆積が困難な場合に限り、甲の許可を受け、「第２堆雪帯」に堆積させることができる。

オ　上記の他、降雪の状況等により、甲は乙に対し除雪の指示をすることができる。

（３）建物の除雪

ア　別紙図面「本館」「分館」「利雪棟」「車庫棟」及び「自転車小屋」の屋根について、除雪を行う。

イ　前記アに基づく除雪の実施に当たっては、甲の判断により乙に指示をする。

（４）第２堆雪帯の雪割り

ア　別紙図面「第２堆雪帯」について、雪割りを行う。

イ　前記アに当たっては、甲の判断により乙に指示をする。

（５）市道側敷地の雪庇処理

ア　別紙図面「市道側敷地」について、雪庇処理を行う。

イ　前記アに当たっては、甲の判断により乙に指示をする。

（６）排雪

ア　堆雪帯及び第２堆雪帯に堆積させた雪の排雪の実施に当たっては、甲の判断により乙に指示をする。

イ　排雪する雪の処理に当たっては、甲の指定する日にダンプトラックで雪捨場に運搬、投雪し、適切に処理を行う。

（７）利雪棟への雪投入

ア　別紙図面「堆雪帯」に堆積させた雪を、利雪棟内に投入する。

イ　前記アに基づく投入の実施に当たっては、堆雪帯の堆積状況等により、甲乙協議のうえ日程を調整し行うものとする。

（８）留意事項

ア　除雪等の実施に当たっては、乙は安全確保のための適切な措置をとることとする。

イ　別紙図面「降雪深計」には雪を堆積しないこと。
ウ　別紙図面「渡り廊下」の下に通路を確保し、また雪を「渡り廊下」西側に堆積しないこと。
エ　別紙図面「出入口」付近の雪を処理し、視認性を確保すること。

２　委託料（第３条）関係

（１）除雪機械等の追加
ア　降雪の状況等により、甲乙協議の上、新たな除雪機械等を追加または変更することができる。
イ　新たな除雪機械等を追加または変更する場合の契約単価は、入札額に対する設計額の比率（請負比率）に設計単価を乗じた額とする。

（２）契約単価の変更
ア　降雪の状況等により、夜間作業が日中作業に及んだ場合には、甲乙協議の上、契約単価を変更することができる。

（３）固定費
ア　固定費は４か月分とし、１月以降に乙の請求に基づき一括で支払うものとする。

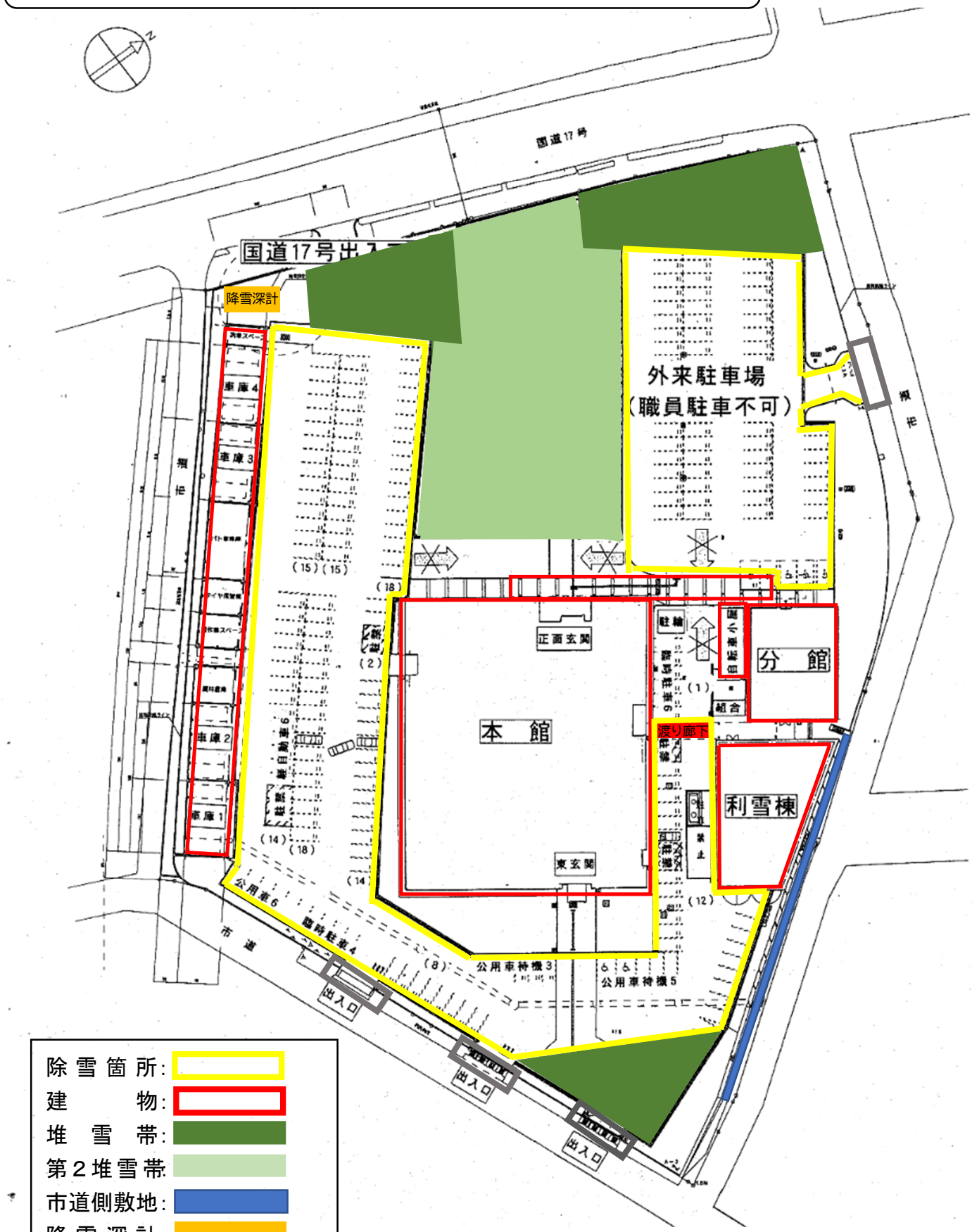
３　損害の負担（第５条）関係

（１）施設等に損害を与えた場合
ア　乙は、甲の管理する施設等に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
イ　前記アの場合、委託料の支払いは、原則、損害した箇所を乙が修繕し、修繕の完了を甲が確認した後に行うものとする。

４　業務の検査（第７条）関係

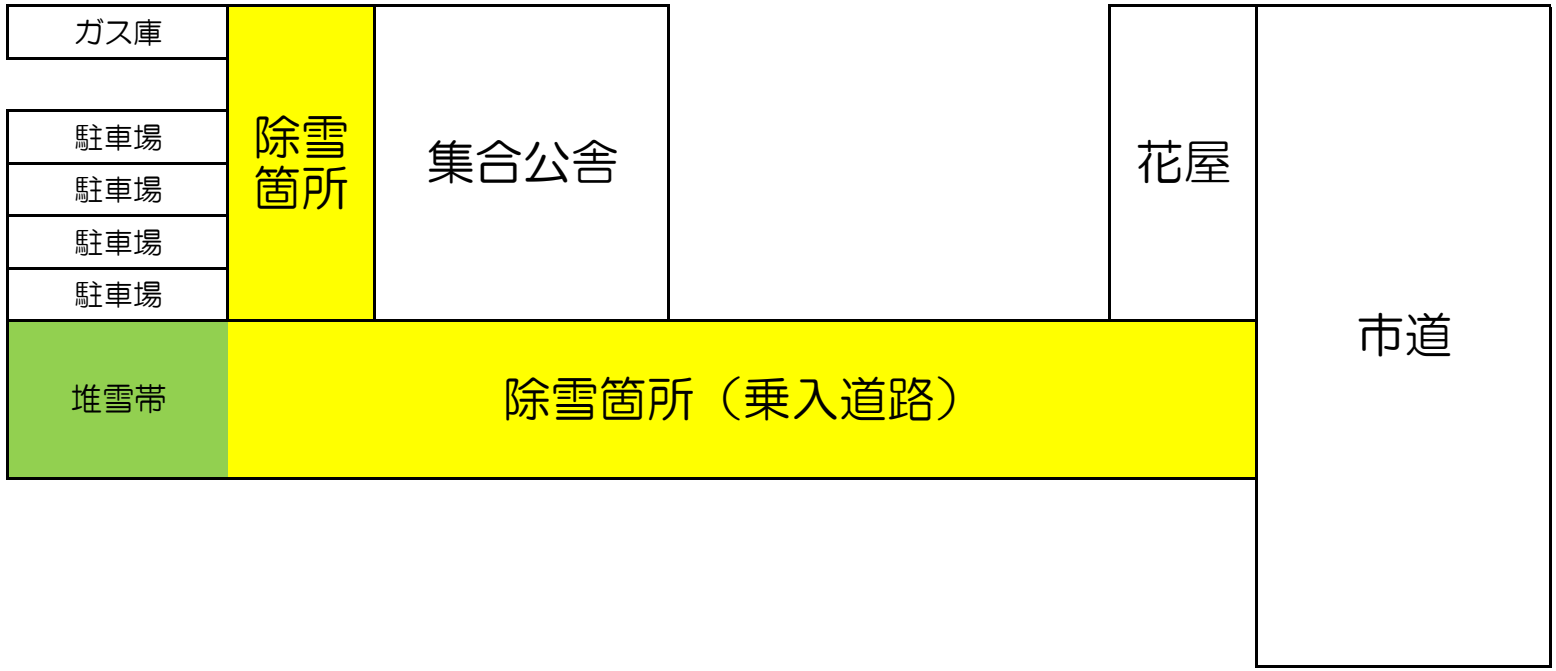
（１）業務の状況の報告
ア　乙は、業務を行った都度、実施した内容を甲に報告する。
イ　乙は、作業日報など、検査に必要な報告書類について、甲の指定する日までに甲へ提出しなければならない。
ウ　前記イの報告書類には、作業写真を添付すること。

南魚沼地域振興局平面図　（南魚沼市六日町 960）



南魚沼地区集合公舎平面図

南魚沼市六日町2630-4



南魚沼地域振興局庁舎　耐雪深

本　館	3.0M
分　館	
車庫棟	
自転車小屋	1.5M